

健康保険 だより

令和5年
11月号

今月号のトピックス

- TOPIC 01 被扶養者状況リストの提出はお済みですか？
- TOPIC 02 傷病手当金支給申請書(事業主記入用)の記入上の注意点
- TOPIC 03 整骨院・接骨院にかかる時の保険証の使い方



協会けんぽ加入の事業主・加入者のみなさまへご案内します

職場のみなさままで回覧をお願いします。※健康保険組合・国保組合に加入のみなさまは、参考としてご一読ください。

被扶養者状況リストの提出はお済みですか？

協会けんぽでは、健康保険法に基づき、保険給付の適正化を目的に、健康保険の被扶養者となっている方が、現在もその状況にあるかを確認させていただくため、対象の事業主様へ「被扶養者状況リスト」を送付しております。被扶養者の方の現況確認だけではなく、加入者のみなさまの保険料負担軽減につながる大切な確認となりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。



提出期限 ▶ **令和5年12月8日(金)**

傷病手当金支給申請書(事業主記入用)の記入上の注意点

協会けんぽでは、より分かりやすくすること、より記入しやすくすること、より迅速に給付金をお支払いすること等を目的として、令和5年1月から各種申請書(届出書)の様式を変更しております。

事業主記入用【事業主証明】(3頁目)

特に記入もれや記入誤りが多い内容についてご紹介します!

①勤務状況欄に申請期間に対応した年月をご記入ください。
出勤した日を○で囲んでください。
※年月がもれている場合、申請書を返戻いたします。

②上記で○で囲んでいない日(出勤していない日)に対し報酬を支給した場合、支給期間と支給額をご記入ください。
※欠勤控除されているものは記入しないでください。

例1) 令和5年10月1日に通勤定期代(半年分)を支給
⇒支給額 80,000円(6か月分)

① 令和 05 年 10 月 01 日 から 06 年 03 月 31 日 80000 円

例2) 令和5年11月3日から11月8日まで有給休暇取得
⇒支給額 66,000円(11,000円/日)

① 令和 05 年 11 月 03 日 から 05 年 11 月 08 日 66000 円

裏面もご覧ください



整骨院・接骨院にかかるときの保険証の使い方

ご注意ください！

整骨院・接骨院にかかるときの、保険証が使える場合(保険適用)と使えない場合(保険適用外)があります。

保険証が使える場合

負傷原因がはっきりしていて慢性に至っていないケガでの受診

具体例

- 急性の打撲・ねんざ・挫傷・肉離れ等
- 骨折・脱臼(※)

※骨折・脱臼は応急処置を除き**医師の同意がある場合**に限られます。



保険証が使えない場合

病気や原因不明の痛みなどでの受診

具体例

- 単なる肩こり、筋肉疲労
- リラクゼーション目的でのマッサージ利用
- 病気(神経痛・リウマチ・五十肩・関節炎・ヘルニア等)からくる痛みやこり
- 脳疾患後遺症などの慢性病(症状の改善の見られない長期の治療)
- 過去の交通事故等による後遺症
- 同一負傷に対して同期間に保険医療機関で治療中のもの
- 工作中や通勤途上におきた負傷

等



整骨院・接骨院等にかかる場合の注意事項

- ▶ 療養費支給申請書の内容をよく確認し、署名欄は必ず**自分で記入または捺印**しましょう。
- ▶ **領収書**をもらいましょう。
- ▶ 施術が長引く場合は一度医師の診断を受けましょう。



協会けんぽより施術内容についてお尋ねする場合があります

整骨院・接骨院の請求の中には、健康保険の対象とならない請求や不適切な請求も一部に見受けられます。そのため、適正な支払いのため調査が必要と判断された場合には、**協会けんぽより電話または文書で負傷原因・施術年月日・施術内容などを照会**することがあります。

領収書等の保管をしていただき、照会がありましたらご自身で回答書にご記入のうえ、提出をお願いいたします。



協会けんぽの制度、取組等について動画を作成しました！ぜひご覧ください！

協会けんぽとは？

- ・協会けんぽの概要
- ・医療費適正化の取組
- ・保険料率の仕組み等



健康づくりとは？

- ・健診費用の補助
- ・健診受診後の重要性
- ・事業所へのサポート等



給付金等について

- ・各種給付金
- ・マイナンバーカードの保険証利用等

